

「農業における外国人労働者の受入れについて」に係る  
国家戦略特区ワーキンググループからの指摘・確認事項

平成 28 年 1 月 25 日  
内閣府地方創生推進室

平成 28 年 1 月 20 日に開催した国家戦略特区ワーキンググループを踏まえ、下記の指摘・確認事項について、1 月 27 日までにご回答ください。

なお、回答内容については次回ワーキンググループの議題にさせていただくこととなりますので、提出期限について厳守ください。

記

(指摘・確認事項)

- 法務省は、新たな就労のための取組として、試行的に農業分野の外国人労働者を受け入れることを特区において可能とすべく、農林水産省及び厚生労働省とも協議の上、今国会において具体的制度を設けること。

その際、外国人労働者の専門・技術性の該当性判断について、大卒程度の学歴という基準ではなく、知識・技術に着目した基準とすべきである。

以上